

## 鳥取県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ハマサキ	鳥取市川端四丁目202	株式会社ハマサキ福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目202	福祉用具貸与	平成21年6月1日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	よろず承り処・ひえづの里	西伯郡日吉津村大字日吉津319	小規模多機能型居宅介護	平成21年7月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ハマサキ	鳥取市川端四丁目202	株式会社ハマサキ福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目202	介護予防福祉用具貸与	平成21年6月1日
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡大山町富長755-5	よろず承り処・ひえづの里	西伯郡日吉津村大字日吉津319	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成21年7月1日